

随意契約の結果

平成19年10月1日～10月31日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
営業支援システムのサポートサー ビス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月1日	ソフトブレーション株式会社 東京都港区港南1-8-15	1,260,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、営業支援システムの保守業務を委託 するものであるが、契約相手方は、本システムの 基本設計及び詳細設計を担当しており、最新の システム環境を熟知しているため随意契約を 行ったものである。	
Withシステム機器の再リース(本 店分)	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会 社 東京都品川区東品川4-12-1	14,464,800円	会計規程第25条第1項 本業務は、業務上使用するパソコン機器の賃貸 借であるが、業務上、当該機器を引き続き使用 することが最も効率的かつシステムの円滑な運 用上妥当であり、契約相手先と契約締結するこ とが必要不可欠であったため、随意契約を行った ものである。	
シグマインベストメントスクール派遣 研修	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月3日	シグマベイスキャピタル株式会社 東京都中央区日本橋室町1-7-1	1,984,500円	会計規程第25条第1項 本業務は、金融・証券分野やリスク管理、金融商 品開発、デリバティブ、証券化ビジネス、コーポ レートファイナンス等に関する知識及び機構業務 への応用をしていくための実務応用教育を習得 するものであるが、複数社について研修メニュー を比較検討したところ、当機構の目的に的確に 合致する唯一の契約相手方と認められたため、 随意契約を行ったものである。	
レイアウト変更に伴う電気配線工事	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月11日	東京オー・エス・ケー株式会社 東京都杉並区高円寺南2-18-7	2,047,500円	会計規程第25条第1項 本業務は、年度途中の人事異動に伴い、職員の 机、コピー機等の電源、配線移設等を実施するも のである。異動日までの期間で入札手続に必要 な時間を確保することが不可能なため、見積もり 比較の結果、最も廉価であった契約相手方と随 意契約を行ったものである。	
レイアウト変更に伴うWithシステム のLAN配線再配置工事	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月11日	日立電線ネットワークス株式会社 東京都千代田区外神田4-14-1	1,031,741円	会計規程第25条第1項 本業務は、年度途中の人事異動に伴い、職員が 使用するパソコンのLAN配線の移設、接続等 を実施するものである。異動日までの期間で入 札手続に必要な時間を確保することが不可能なた め、本店ビル竣工時より同様の工事を実施し、配 線状況を熟知している契約相手方と随意契約を 締結したものである。	

(注1) 金額については、消費税等相当額を含む。

(注2) 会計規程施行細則第40条第1項の規定に基づく公表である。

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
レイアウト変更に伴うキャビネット等 機器の購入	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月12日	東京オー・エス・ケー株式会社 東京都杉並区高円寺南2-18-7	4,326,312円	会計規程第25条第1項 本業務は、年度途中の人事異動に伴い、キャビ ネット等の購入及び設置を行うものである。異動 日までの期間で入札手続に必要な時間を確保す ることが不可能なため、見積比較の結果、最も廉 価であった契約相手方と随意契約を行ったもの である。	
机、脇机、デスクパネルの購入	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月12日	株式会社イトーキ 東京都中央区入船3-1-13	5,702,445円	会計規程第25条第1項 本業務は、年度途中の人事異動に伴い、職員の 机等を購入及び設置するものである。異動日ま での期間で入札手続に必要な時間を確保するこ とが不可能なため、見積もり比較の結果、最も廉 価であった契約相手方と随意契約を締結したも のである。	
人事・給与・厚生システムのメンテ ナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月19日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	2,719,500円	会計規程第25条第1項 本業務は、年末調整の所得税控除に関する項目 の制度変更に伴い、人事・給与・厚生システムの メンテナンスを行うものである。本業務の実施に 当たっては同システムについて運用の安定性、 安全性及び信頼性を確保する必要があることから、 参加者の有無を確認する公募手続を経て発注 することが適切であるため、同システムを熟知 し、運用保守を行っている契約相手方を予定契 約相手方として明示した上で当該手続を実施し たところである。参加者意思確認書の提出を求 める公示を実施した結果、期限までに提出がな かったため、契約相手方と随意契約を行ったもの である。	
自動審査システムの能力等評価に 関する業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月22日	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	26,911,500円	会計規程第25条第1項 本業務は当機構の自動審査システムの能力評 価を行うものであるが、その調達にはクレジット・ スコアリング等に関する専門知識が不可欠であ ることから、専門的かつ高度な技術を有する先を 契約相手方とする必要があることを踏まえ、複数 の者から提出されたプロポーザル(技術提案書) を審査した結果、契約相手方の提案内容が最適 であると判断されたため、契約相手方との随意 契約を行ったものである。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)会計規程施行細則第40条第1項の規定に基づく公表である。

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
住宅工事仕様書等の変遷の整理・分析・活用業務の委託	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月23日	財団法人住宅金融普及協会 東京都文京区関口1-24-2	15,474,769円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構が実施する情報提供業務における基礎資料とするために、過去に建設された住宅の標準仕様の整理及び分析を行うものである。本業務の実施に当たっては一戸建住宅の標準的な仕様書として広く活用され、普及してきた工事仕様書を発行し、かつ、その蓄積を保有していることが必要であることから、参加者の有無を確認する公募手続を経て発注することが適切であるため、契約相手方を予定契約相手方として明示した上で当該手続を実施したところである。参加意思意志確認書の提出を求める公示を実施した結果、期限までに提出がなかったため、契約相手方と随意契約を行ったものである。	
電気室CVCF装置の部品交換	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月24日	デンセイ・ラムダ株式会社 東京都品川区東五反田1-11-15	2,354,100円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構本店ビル3階電気室のCVCF装置(非常用電源装置)内部の部品交換を行うものである。同装置は災害等の非常時に正常作動することが必要不可欠であり、契約相手方は同装置の製造元、かつ当該部品を生産している唯一の会社であることから、契約相手方と随意契約を行ったものである。	
財務会計システムのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年10月30日	株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	12,600,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、財務会計システムについて予算執行管理機能拡充のためのプログラム改修を行うものである。本業務の実施に当たっては同システムが一般に流通していないものであるため、同システムの開発から設計・製造までを行った契約相手方を予定契約相手方として明示した上で当該手続を実施したところである。参加意思確認書の提出招請を求める公示を実施した結果、期限までに参加意思確認書の提出がなかったため、契約相手方と随意契約を行ったものである。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)会計規程施行細則第40条第1項の規定に基づく公表である。